

建物更生共済

むてきプラス

自然災害は身近に  
迫っています。  
早めの対策を!!

無料診断実施中

## 建物・家財保障点検 活動実施中!

- チェックが1つでもあれば建物や家財保障の点検どきです。
- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 今、加入中の建物保障の内容を覚えていない。  | <input type="checkbox"/> 万一、災害で家が壊れた場合再建できるか不安。 |
| <input type="checkbox"/> 今、加入中の建物保障が十分なのかわからない。 | <input type="checkbox"/> 家財・家具の保障に加入していない。      |
| <input type="checkbox"/> 将来の自然災害に不安を感じることもある。   | <input type="checkbox"/> 災害時にかかる、いろいろな出費が心配。    |
| <input type="checkbox"/> 地震保障の必要性を感じている。        |   |

お問い合わせ・ご相談はお近くのJAへ。

地震・大雪・台風・大雨・竜巻・・・  
多発する自然災害に備えてぜひ一度ご検討ください。

			共済金の種類	火災共済	建物更生共済 むてきプラス
火災・落雷	火災	落雷	破裂・爆発	○	○
	衝突 (落下・飛来・破損)	水ぬれ	盗難	○	○
	騒じょう	※地震などによる火災・破裂・爆発は除きます。 ※自然災害による建物外部からの物体の衝突・水ぬれは除きます。 ※火災共済は盗難による盗取は対象外です。		○	○
風・ひょう・雪・水害	台風・暴風雨	洪水	雪災	×	○
	竜巻	ひょう災		×	○
	地震	津波	火山の噴火	×	○
				○	○
				×	○
				×	○
				×	○
				×	○
				×	○
				×	○

※1 ご契約の建物に発生した火災等や自然災害によって、ご家族や居住者が200日以内に所定の治療または施術を受けたときに火災共済金額の5%をお支払いします。(10日以上入院、または30日以上入院または通院して治療もしくは施術を受けた場合にお支払いします。また、1人につき30万円を限度とします。)

※2 火災等や風災・ひょう災・雪災・水災により損害を受けた時に生じる費用に対して、火災共済金・風水災共済金の額の10%または30%をお支払いします。(1回の事故につき1建物250万円限度、自然災害の場合は風災・ひょう災・雪災・水災に限ります。)

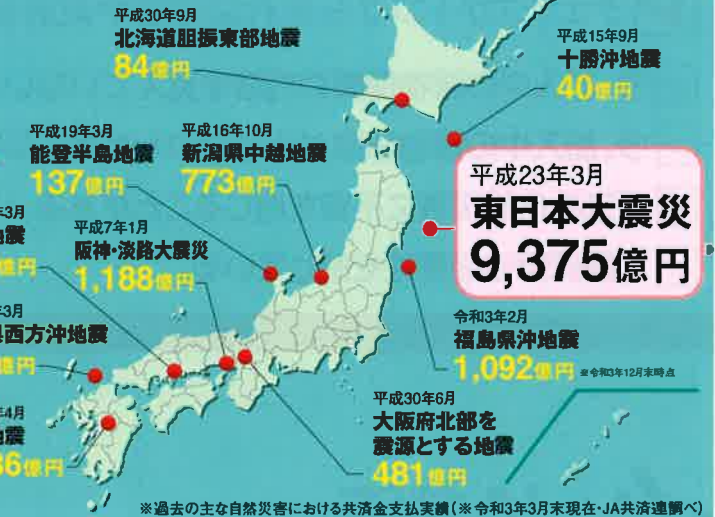
※3 火災等や風災・ひょう災・雪災・水災により損害を受けた共済の対象の残存物のとりかたづけ費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。(1回の事故につき水災・風水災共済金の額の10%限度、自然災害の場合は風災・ひょう災・雪災・水災に限ります。)

※4 地震により損害割合が5%以上となる損害を受けた場合には、その損害に対して地震共済金をお支払いします。(支払われる共済金は、損害額の50%が限度です。)

■共済金のお支払いには、それぞれ一定の条件・要件があります。

## 「建物更生共済」には、安心の実績があります。

東日本大震災をはじめ、これまでさまざまな自然災害で、たくさんの共済金がお役に立ちました。



平成16年9月 台風18号 1,083億円	平成25年11月～平成26年3月 平成25年度雪害 821億円	平成27年8月 台風15号 388億円	平成30年7月 台風7号および平成30年7月豪雨 543億円
平成30年9月 台風21号 1,166億円	平成30年9月 台風24号 631億円	令和元年9月 台風15号 792億円	令和元年10月 台風19号 987億円
令和2年7月 豪雨 236億円	令和2年8月～9月 台風9・10号 253億円	令和2年12月～3年3月 令和2年度雪害 384億円	令和3年8月 台風9・10号 34億円

過去の主な自然災害における共済金支払実績 (※令和3年3月末現在・JA共済連調べ)

- 平成15年9月 十勝沖地震 40億円
- 平成19年3月 能登半島地震 137億円
- 平成23年3月 東日本大震災 9,375億円
- 令和3年2月 福島県沖地震 1,092億円
- 平成30年6月 大阪府北部を震源とする地震 481億円
- 平成7年1月 阪神・淡路大震災 1,188億円
- 平成16年10月 新潟県中越地震 773億円
- 平成17年3月 福岡県西方沖地震 143億円
- 平成13年3月 茨予地震 153億円
- 平成28年4月 熊本地震 1,486億円
- 平成30年9月 北海道胆振東部地震 84億円

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。